

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 6 月 13 日 (火) 第3322号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○鹿児島港港湾計画の変更の概要 (港湾空港課取扱い) 1

告 示

鹿児島県告示第724号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定により、鹿児島港港湾計画の一部を次のとおり変更した。

なお、変更後の鹿児島港港湾計画は、鹿児島県土木部港湾空港課（鹿児島市鴨池新町10番1号）において縦覧に供する。

平成29年 6 月 13 日

鹿児島港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 三反園訓

港湾計画の変更の概要

平成5年8月11日鹿児島県告示第1331号によりその概要を告示した鹿児島港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 臨港交通施設計画（削除）

名 称	起 点	終 点	車線数
臨港道路浜平川港線	国道226号	浜平川船だまり	2

2 港湾環境整備施設計画

緑地（削除）

地 区 名	面 積 (ヘクタール)
浜平川港区	1

3 土地造成計画（変更）

地 区 名	面 積 (ヘクタール)	用 途
浜平川港区	1 (1)	交流厚生用地

備考 括弧書は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地造成計画面積で内数である。

4 土地利用計画（変更）

地 区 名	面 積 (ヘクタール)	用 途
谷山二区	89 (89)	埠頭用地
	4 (4)	港湾関連用地
	383 (383)	工業用地
	15 (15)	交通機能用地
	35 (35)	危険物取扱施設用地
	14 (14)	緑地
浜平川港区	2	交通機能用地
	2 (2)	交流厚生用地

備考 括弧書は、港湾の開発，利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画面積で内数である。

5 その他の計画

(1) 小型船だまり計画（変更）

地区名	港湾施設の種類
谷山二区	泊地 物揚場 船揚場

(2) 小型船だまり計画（削除）

地区名	港湾施設の種類
浜平川港区	航路 泊地 防波堤 物揚場 船揚場 埠頭用地

(3) マリーナ計画（変更）

地区名	港湾施設の種類
浜平川港区	泊地 防波堤 小型栈橋 船揚場 交流厚生用地